

札幌市告示第1748号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20第1項の規定に基づき、歩行者利便増進道路を指定したので、同条第5項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

その関係図面は、公示の日の翌日から30日間、札幌市建設局総務部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月21日

道路管理者 札幌市
代表者 市長 秋元 克広



記

- 1 歩行者利便増進道路の指定日
令和8年4月21日
- 2 道路の種類及び路線名（路線番号）
一般市道本郷中央線（40-0107）
- 3 歩行者利便増進道路として指定する区間
札幌市白石区本郷通6丁目北1番1号地先から同区本郷通9丁目北
4番18号地先まで
（別紙「歩行者利便増進道路指定区間図」参照）
- 4 関係図面の縦覧場所
札幌市建設局総務部道路管理課



6丁目

つどい公園

白石中学校

歩行者利便増進道路区間
市道本郷中央線 延長: 825m

南郷7丁目駅

9丁目